

令和6年第6回

荒川区教育委員会定例会

令和6年3月29日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

令和6年荒川区教育委員会第6回定例会

- | | | |
|--------|--|---|
| 1 日 時 | 令和6年3月29日 | 午後2時00分 |
| 2 場 所 | 特別会議室 | |
| 3 出席委員 | 教 育 長
教育長職務代理者
委 員
委 員
委 員 | 高 梨 博 和
坂 田 一 郎
小 林 敦 子
繁 田 雅 弘
長 島 啓 記 |
| 4 出席職員 | 教 育 部 長
教育総務課長
教育施設課長
教育施設計画担当課長
学 務 課 長
指 導 室 長
教育センター所長
生涯学習課長
書 記
書 記
書 記
書 記
書 記 | 三 枝 直 樹
山 形 実
的 場 寛
田 中 欣 也
佐 藤 彰 洋
下 条 知 淑
杉 山 茂
青 谷 宗 彦
原 田 正 伸
松 本 典 之
齋 藤 一 幸
丸 田 恭 雅
宮 島 弘 江 |

(1) 審議事項

議案第 5 号 荒川区教育委員会事務局の人事について

議案第 6 号 指導主事の任用について

議案第 7 号 荒川区立学校等の園長、副園長、校長及び副校長の任用について

議案第 8 号 荒川区いじめ問題対策委員会委員の委嘱について

(2) 報告事項

ア 「荒川区学校教育ビジョン 学びの推進プラン 第 3 期（令和 6 年度～令和 8 年度）」
策定の報告について

イ 令和 6 年度社会教育関係団体への補助金について

ウ 伝統工芸技術継承者育成支援事業におけるステップ 2 への更新について

(3) その他

教育長 定刻になりましたので、ただいまから荒川区教育委員会令和6年第6回定例会を開催いたします。

初めに、出席者数の御報告を申し上げます。本日4名出席でございます。

議事録の署名委員につきましては、坂田委員、小林委員、御両名にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

12月8日開催の第23回定例会及び1月12日開催の第1回定例会の議事録につきましては、前回の定例会にて配付し、この間、御確認を頂きました。本日、特に委員の皆様、御意見等がなければ承認とさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 それでは、承認といたします。

本日の議事日程に従いまして、ただいまから議事を進行させていただきます。

本日は、審議事項4件、報告事項3件となっております。

初めに、議案第5号「荒川区教育委員会事務局の人事について」を議題といたします。山形教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長 議案第5号「荒川区教育委員会事務局の人事について」御説明申し上げます。

内容の欄を御覧いただければと思います。上の段でございます。任命する者でございます。任命については4月1日でございますので、命ぜられた場合を想定しているところでございます。

来年度の教育施設課長、田中欣也。発令月日が4月1日。前職が教育施設計画担当課長でございます。その下、教育施設担当課長に井上千恵。同じく4月1日。前職が防災都市づくり部住まい街づくり担当課長(心得)、防災都市づくり部住まい街づくり課住宅係長(課長補佐)でございます。来年度の学務課長、渡辺裕登。同じく4月1日でございます。前職が指導担当課長(心得)、指導室事務係長(課長補佐)でございます。

下の欄でございます。任を解く者でございます。教育委員会事務局参事教育施設課長事務取扱、的場寛。4月1日に監査事務局の監査担当係長(課長補佐)となります。同じように、教育施設計画担当課長、田中欣也が4月1日に教育施設課長になります。学務課長の佐藤彰洋につきましては、4月1日に子ども家庭総合センター副所長になります。要は的場参事が監査事務局に行きまして、その後任に田中が参りまして、その後任に井上が参ります。学務課については、佐藤が子ども家庭総合センター副所長になりまして、その後任に指導室から渡辺裕登がなるところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質疑がございましたらお願ひいたします。

(「なし」との声)

教育長 よろしいでしょうか。

議案第5号につきまして、御意見はございますでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 ないようですので、討論を終了いたします。

議案第5号につきまして、提案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 異議ないものと認めます。議案第5号「荒川区教育委員会事務局の人事について」は原案のとおり決定いたします。

続いて、議案第6号「指導主事の任用について」を議題といたします。下条指導室長、説明をお願いします。

指導室長 では、議案第6号「指導主事の任用について」、御手元資料5ページを御覧ください。内容でございます。令和6年4月1日付、指導主事の任用を行うものでございます。併せて転出する指導主事を御報告いたします。

まず1番目、統括指導主事(固有)の新規派遣でございます。統括指導主事としまして、大西寛和。現任の第九中学校副校長からの転任でございます。

続きまして2、指導主事(充て)の同意でございます。指導主事としまして宮崎友美子。現任の第三日暮里小学校主任教諭が昇任いたします。

3、指導主事の配置でございます。幼児教育担当の指導主事としまして、先崎麻奈。現任が尾久第二幼稚園の主任教諭でございます。異動してまいります。

そして4、統括指導主事・指導主事の転出でございます。峡田小学校の校長に昇任いたします松本典之。現在、教育センターの統括指導主事でございます。そして、足立区立六月中学校副校長に昇任いたしますのが康匡志。現在、指導室の指導主事でございます。

以下に参考としまして、指導室及び教育センターの新年度体制を記載させていただきました。報告は以上でございます。

教育長 報告を終了いたします。ただいまの説明につきまして、御質疑ございましたらお願いいたします。

(「なし」との声)

教育長 特にないようですので、質疑を終了いたします。

議案第6号につきまして、御意見はございますでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 討論を終了いたします。

議案第6号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 異議ないものと認めます。議案第6号「指導主事の任用について」は原案のとおり決定いたします。

次に議案第7号「荒川区立学校等の園長、副園長、校長及び副校長の任用について」を議題といたします。下条室長、説明をお願いします。

指導室長 では、議案第7号「荒川区立学校等の園長、副園長、校長及び副校長の任用について」御説明いたします。資料7ページ以降を御覧ください。

内容でございます。令和6年4月1日付、荒川区立幼稚園長及び副園長並びに同区立小学校及び中学校の校長及び副校長の任用を行うものでございます。併せて令和5年度末をもちまして退職する教育管理職を御報告するものでございます。

こちらの内容につきましては、令和6年2月9日の第3回定例会において御報告した内容と重複した内容がございます。その旨、本日は2月9日に御報告していない部分について特に御説明を申し上げます。

まず、7ページの1、幼稚園長について御報告いたします。新たに町屋幼稚園長兼第七峡田小学校長として関川浩が就任いたします。現任校は第三峡田小学校の副校長でございます。

続きまして、花の木幼稚園長兼第九峡田小学校長として竹下佳余が昇任・兼務いたします。現任は第三瑞光小学校の副校長でございます。

次に、日暮里幼稚園長兼ひぐらし小学校長として津田利枝が転任・兼務いたします。現任は峡田小学校長でございます。

続きまして退職でございます。3月31日付としまして、日暮里幼稚園長兼ひぐらし小学校長として大橋昭彦が暫定再任用終了ということで、学校また幼稚園を離れられます。

次に2番、校長でございます。下っていただきまして下の転出から御報告いたします。新たに品川区立三木小学校長として高田大校長が転出いたします。現任は第七峡田小学校長でございます。

続きまして、3月31日付の退職を御報告いたします。現任は尾久宮前小学校長の篠澤章子が暫定再任用を終了いたします。第六日暮里小学校長の島埜秀男。こちらも暫定再任用を終了いたします。ページをおめくりください。ひぐらし小学校長の大橋昭彦。こちらも暫定再任用を終了いたします。

次に中学校でございます。中ほど行っていただきまして転出から御報告いたします。練馬区立八坂中学校長に代市利光が転出いたします。現任は諏訪台中学校校長でございます。

次に、退職3月31日付でございます。現任校、南千住第二中学校長の松田公好が暫定再

任用の満了で、次にこの職を終わりにして、荒川区子ども家庭総合センターでの勤務が決まっております。次に、原中学校長の水井雅史。こちらも暫定再任用が満了いたしました。4月からは第五中学校の特別支援教室支援員として勤務することが予定されております。

次に、ページをおめくりいただきまして、副校長について御報告いたします。小学校の転出のところから御説明いたします。新たに足立区立東加平小学校の副校長に川田真基子が転出いたします。現任は第二峡田小学校の副校長でございます。また、板橋区立高島第三小学校長として丸山悦子が昇任・転出いたします。現ひぐらし小学校の副校長でございます。

中学校でございます。下の転出を御報告いたします。教育センター統括指導主事として大西寛和が転出いたします。現任は第九中学校の副校長でございます。そして、足立区立花畑中学校長としまして吉田一隆が昇任・転出いたします。現任は尾久八幡中学校の副校長でございます。

御報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

教育長 議案第7号につきまして、御質疑がございましたらお願いいたします。

(「なし」との声)

教育長 特にないようですので、質疑を終了いたします。

議案第7号につきまして、御意見はございますでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 討論を終了いたします。

議案第7号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 議案第7号「荒川区立学校等の園長、副園長、校長及び副校長の任用について」は原案のとおり決定いたします。

次に議案第8号「荒川区いじめ問題対策委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

杉山教育センター所長、説明をお願いします。

教育センター所長 「荒川区いじめ問題対策委員会委員の委嘱について」御説明いたします。

11ページを御覧ください。

提案理由といたしましては、荒川区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例が、平成29年4月1日から施行したことに伴い、本条例にのっとり設置されたいじめ問題対策委員会委員(5名)を委嘱したいと思っております。

内容でございます。いじめ問題対策委員の5名を御紹介させていただきます。1人目、臨床心理の山崎洋史です。役職につきましては、荒川区いじめ問題対策連絡協議会の会長を依頼しております。また、昭和女子大学大学院の教授でございます。任期といたしましては、

令和6年3月30日から令和8年3月29日までということで再任となります。

2人目、学識経験者、高野照夫。荒川区いじめ問題対策連絡協議会の副会長をお願いしてございます。また、元荒川区教員委員会の委員でございます。日本医科大学名誉教授でございます。任期は同じでございます。再任です。

3人目、医療関係者、成重竜一郎。社会医療法人・公德会若宮病院の医長でございます。任期は同じでございます。再任でございます。

4人目、弁護士の石井将志。荒川区民相談所弁護士会の役職を持ってございます。任期は同じでございます。再任でございます。

5人目、福祉関係者といたしまして、竹村睦子。荒川区スクールソーシャルワーカースーパーバイザー、社会福祉士及び精神保健福祉士、一般社団法人子ども・若者応援団の代表理事でございます。任期は同じで、再任でございます。

2、委員の職務についてでございます。荒川区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例第10条により、次のとおりといたします。

(1) 教育委員会の諮問に応じ、区におけるいじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申をいたします。

(2) 区におけるいじめの防止等のための対策の推進について必要があると認めるときは教育委員会に意見を述べることになっております。

(3) 区立学校において法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を教育委員会に報告するものでございます。

3、委員の構成でございます。対策委員会では上記の内容について議論されることが想定されるため、荒川区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例第11条により、法律、心理、医療等に関する学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱するものでございます。

4、委員の定数及び任期。荒川区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例第11条及び第12条により、定数10人以内、任期2年といたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質疑はございますでしょうか。

小林委員 特に意見ということではないのですが、それぞれの先生方ですが、非常に専門的な知見をお持ちですし、心理、教育、医療、法律、福祉などの専門家でいらっしゃいます。また、同時に荒川区のことをよく了解されている先生方でもございますので、お引き受けいただいて本当によかったと思っております。よろしくお伝えください。

教育センター所長 5人の方に委員の委嘱をお願いしたところ、快く引き受けていただきましたので、今後ともぜひよろしくお願いいたします。

教育長 そのほかございますでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 ないようであれば、質疑を終了いたします。

議案第8号につきまして、御意見はございますでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 討論を終了いたします。議案第8号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 議案第8号「荒川区いじめ問題対策委員会委員の委嘱について」は原案のとおり決定いたします。

続きまして報告事項に移らせていただきます。報告事項ア「『荒川区学校教育ビジョン 学びの推進プラン 第3期(令和6年度～令和8年度)』策定の報告について」を議題いたします。下条指導室長、説明をお願いします。

指導室長 では、御手元15ページから御覧ください。件名といたしましては「『荒川区学校教育ビジョン 学びの推進プラン 第3期(令和6年度～令和8年度)』策定の報告について」でございます。

ポイントでございます。こちらは令和3年2月に策定いたしました「荒川区学校教育ビジョン 学びの推進プラン 第2期(令和3年度～令和5年度)」の効果を検証し、新たに「荒川区学校教育ビジョン 学びの推進プラン 第3期(令和6年度～令和8年度)」を策定いたしましたので、御報告をさせていただきます。

こちらの内容につきましては、令和6年1月26日の第2回定例会において御審議を頂きました。その内容を踏まえまして、今回冊子資料として完成いたしましたので御報告いたします。

特に本日は、令和6年1月26日の定例会において委員から御指摘、御指導いただきました点について修正をいたしましたので、そこを中心に御報告をさせていただきます。

当日、坂田委員から、教員にも情報スキル活用能力だけでなく情報モラルを身につけるようにしたほうがよいのではないかという御指導を頂きました。冊子資料31ページを御覧ください。重点事項の中、真ん中の辺りに(3)ICT機器を活用し、21世紀型能力を身に付ける(重点)というところで、重点推進目標6のところに教員の指導スキルとして情報モラル教育を含むということで、情報モラル教育の教員自身の資質・能力の向上を図るという

位置付けをさせていただきました。ちなみに、上の重点推進目標5というのは、子どもたち自身の情報モラル教育の充実を図るので、それに合わせて教員自身の指導力を含む、という位置付けをさせていただいたところでございます。

次に、坂田委員からはもう1点、概要は重要項目1の働き方改革の推進・徹底の具体的取組で、家庭への円滑な情報発信は、内容として合っているのでしょうかという御意見を頂きました。こちらにつきましては概要版、また内容の修正等はあまり行っていないのですが、冊子につきましては各教員の取組、また働き方改革に通じる取組について「働き方改革」とお示しすることで、様々な取組を実施しているということで対応させていただきました。

続きまして、小林委員よりやはり教員の働き方改革の指導・推進徹底というのは大変重要であり、見出しで外部人材の活用が分かりにくいというところを頂きましたので、こちらについても外部人材の活用というところを示させていただいたところでございます。

それから、長島委員からは第2期の検証に社会科又は理科の記載がないという御意見を頂きました。こちらにつきましては冊子資料10ページには社会科を追記させていただきました。そして、13ページ、14ページのところでは理科を新たに追記させていただきました。

そして、長島委員からは特別支援教育の充実は重点推進目標であったと思うがどうかという御意見を頂きました。こちらにつきましても第2期においても推進目標でございました。また、今回の重点目標につきましても冊子資料28ページ、「第3期の重要項目」というところの一番下(5)すべての子どもたちが安心して学べる機会の確保といった項目のところで、特別支援教育について推進していくということも含めてお示ししておりますので、こちらの方で反映させていただいたところでございます。

こういった委員から頂きました内容を反映いたしまして、新たに令和8年度までの学びの推進プランを策定させていただきました。

御報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 教育委員の先生方には具体かつ的確な御指摘、御助言を賜り、誠にありがとうございました。ただいま指導室長から説明をさせていただいたように、学びの推進プランの改定に教育委員の皆様の御意見を反映させていただきました。加えて、先日の総合教育会議では今後の英語教育の在り方についても御提言を頂きました。これらも含めて、来年度からの荒川区の学校教育に生かしてまいりたいと思っております。

ただいま説明した点、あるいはこの冊子にまとめた推進プランについて、御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

じっくりお読みいただいてぜひ御指摘いただければと思っております。

坂田委員 では、一つだけ。この間の総合教育会議で英語の能力について御議論があったわけ

ですけれども、区長部局との関係では、英語はあくまでコミュニケーションの手段なので、コミュニケーションの手段ということを意識しないで学習といっても、やはり子どもたちも意欲がわきにくいと考えます。コミュニケーションの手段として使っていく際には、狭い意味での教育の範囲だけではなくて、地域内でのいろいろな活動であるとか、そういったこととの関連性も出てきますので、そのようなことで申し上げた次第です。

一方で、教育の範囲内では、やはり荒川区の教育現場には多様性が十分にありますので、英語に限りませんけれども、そういった多様な環境の中でコミュニケーションをするという経験は、小学校、中学校でも非常に重要だと思います。その中で英語を使う機会もあればいいと思うのですが、実は私どもで、英語で、海外でプレゼンテーションをするとか、ピッチをするというビデオ教材を作っていて、私のアイデアではないのですが、あえてシンガポールで今、作っているのですが、シンガポールの方の英語そのままで作成しています。英語といっても実はいろいろある。英語は一つではないというのですかね。海外に行くと、母国によって英語もいろいろなので、いろいろな英語に触れることも大事ではないかと。そのようなことで進めています。

そのようなことも含めて、教育の中の環境を利用して、英語も含めたコミュニケーションの能力を高めさせていただくことと、それから区長部局とも協力をして、そういう機会をできれば作っていくことが大事ではないかと思いました。以上です。

教育長 ありがとうございます。坂田先生、英語のプレゼンの資料が入手できたら指導室に御紹介いただき、まずは英語部会の教員の方たちに見ていただいて、それが学校現場で生かせるものかどうか、ぜひ検討させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

そのほか、ございますでしょうか。

長島委員 検証のところには社会と理科を入れていただいてどうもありがとうございました。全体がよく分かる形になったかと思えます。以上です。

教育長 ありがとうございます。

では、次に移らせていただきます。報告事項イ「令和6年度社会教育関係団体への補助金について」を議題といたします。青谷生涯学習課長。

生涯学習課長 「令和6年度社会教育関係団体への補助金について」でございます。

ポイントでございますが、令和6年度社会教育関係団体補助金を交付するに当たり、社会教育法第13条の規定に基づき、社会教育委員の会議で意見を聴取したところ、了承されたため報告するものでございます。

内容でございますが、生涯学習課所管分が、団体補助の7件、事業補助12件の計19件でございます。

裏面を御覧ください。教育総務課所管分が、団体補助が2件、事業補助が2件の計4件でございます。

最後にスポーツ振興課所管分が、事業補助3件でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして御意見等ございましたら、お願いいたします。

坂田委員 では一つ。コロナの渦中にこういった活動もかなり影響を受けていたと思うのですが、今回の補助金のリストを見ますと、大体以前の状況に復したと理解していいのでしょうか。

生涯学習課長 坂田委員のおっしゃるとおりでございます。コロナ禍のときには活動できていなかった団体も、来年度についてはコロナ禍前、若しくはコロナ禍前よりもさらに活発に活動していきたいという声も聞いてございます。団体によってはコロナのときには本当に対策をしながら参加者も少ない人数でやっていたところを、もう来年度は今までよりも多く子どもたちを集めて活動するといった団体もございます。

坂田委員 分かりました。

教育総務課長 教育総務課所管分のPTA連合会については、いっときやはりコロナでPTA活動がほとんど止まっていたところでございますけれども、やっと徐々に動き出して研修とか、そういったものも動いてきています。ただ、その下の合宿通学。多いときは7校やっていたのですが、泊りがけで狭いところで寝るといわずと中止をしていて、実は5年度についてもゼロだったところなのですが、やっと2校ほど実施を予定していただけて、徐々に戻ってきているのかなという状況でございます。

スポーツ振興課長 スポーツ分野に関してですけれども、今回のこの補助金だけではない話なのですが、やっぱり令和2年度、3年度が一番落ち込んでいる年になりまして、4年度から徐々に回復してきております。5年度についてはほぼほぼもうフルでできているかなという状況がございまして、来年度も同じような傾向なのかなと思っております。

坂田委員 分かりました。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

長島委員 事業補助に関わってなのですが、これまでやってきた事業の結果というか、成果というか、こういうことをやりましたというのは区のホームページとかで見ることができると考えていいのでしょうか。必ずしも全部というわけにはいかないという感じでしょうか。

生涯学習課長 すべては団体がやっていることではございますので見ることはできないのですが、団体によっては広報紙を作っておりまして、こういった事業をやって何人集まり、みんなでこういう交流をした、こういう体験をした、そういった実施結果というものは、区民の方々

に発信している団体もございます。

長島委員 事業を見て興味があったものですからお聞きしました。ありがとうございます。

教育長 ただいまの長島委員の御指摘、ありがとうございます。補助金を交付したら、その実績をきちんと確認して、それを社会教育委員の会議で御報告していただくようお願いいたします。

小林委員、いかがでしょうか。

小林委員 この団体補助を受けている団体は、恐らく長年にわたって荒川区のために活動されてきた団体だと思うのですね。ただ、全国的に見るとこういった団体は高齢化が進んでいて、後継者が不足しているというのが課題になってきているかと思います。団体の中でどのような形で世代間の交流というか、若い人を育てるといふか、そういったことが行われているのかについて、もし御存じのことがあればお伺いできればと思っております。これが1点目です。

それと、事業補助ですが、これは応募し、それから審査をするという形ですか。そうしますと、これまでの実績が評価されてくるということなんでしょうか。その場合、その実績を評価するとき、どういう基準で実績が評価されているかをお伺いできればと思っております。

生涯学習課長 まず団体でございますが、1番から5番までは助成団体でございます、5番の荒川生活学校につきましては、昨年度から新たに助成団体補助を始めた団体でございます。歴史は長くて昭和40年に設立された団体でございます。年間1回の総会、毎月定例会をやっております。ただ、若い人がそこに入っているかといふとなかなか難しいところはあるのですが、例えばアクト21の「交流のつどい」に参加して、そういった活動を周知してメンバーを集めるような活動をしているというのは聞いてございます。

あと、6番の荒川区少年団体指導者連絡会でございますが、小学4年生から中学生までを対象にした「チャレンジ共和国」という事業を毎年行っておりまして、小学4年生から6年生を指導するといふか、そういった団体のシニアリーダーといふ、22歳までの若者がシニアリーダーとして、子どもたちに対して遊びを提供したり、面倒を見たりするのですが、その後、荒川区少年団体指導者連絡会に入るといふ流れも、全員ではないのですができておりますので、新しい血といひますか、若い人も入ってきております。

7番の荒川区青年団体連合会でございますが、実は今回、この団体を中心に実行委員会形式で実施した「アリストック」というあらかわ青年大会があります。初めて区報等で参加者を公募しまして、一般の若者が5人ほど手を挙げてくれました。今までは荒川区青年団体連合会の会長がずっとアリストックの実行委員会の責任者をやっていたのですが、今回初めて30代の若者が実行委員長になりまして、今、若返りを図っているところでございます。

続きまして、事業補助の実績でございます。例えば8番から10番、少年キャンプ、全国連携中高生キャンプ、子ども会大会については実績を見ながら補助対象経費、また補助対象ではない経費を精査して、こちらで補助金を出しているものでございます。あとは14番から18番につきましては、コミュニティ事業でございまして、子どもたちのために活動する地域の団体に対して、年間20万円を3年間に限り補助しているものでございます。これは実績がなくてもこういった活動をしたいという計画を出して、そこでその団体と区で話して、適切と認められれば3年間に限り、毎年20万円を上限に補助しているものでございます。

この中でも新たな団体で17番の「ぼっせひろば」をやっている「あらかわぼっせ」なのですが、昨年度の「二十歳のつどい」の実行委員が中心となってできた団体でございまして、当初は2人の若者から始まりました。今は30名弱の団体となっております。尾久の方にあるまどみ荘をぼっせさんが借りて、若者や、居場所づくり事業を毎月やっている団体でございまして、荒川区生涯学習課でやっている生涯学習フェスティバルですとか、そういった区の事業にもブース出展していただいている団体でございます。

小林委員 ありがとうございます。団体の中でも世代間交流を図りながら事業が活発化しているようなので、今後とも期待しております。よろしくお願いいたします。

教育長 よろしいでしょうか。

続いて報告事項ウ「伝統工芸技術継承者育成支援事業におけるステップ2への更新について」を議題といたします。青谷課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 「伝統工芸技術継承者育成支援事業におけるステップ2への更新について」でございます。ポイントでございますが、令和6年度における本事業について、保持者及び継承者の意見を聴取した結果を報告するものでございます。

内容でございますが、まず短期現場実習生(ステップ1)から弟子入り修業(ステップ2)への更新結果を御説明いたします。今回、ステップ1で実施をしていたのは4名でございまして、そのうちの2名がステップ2へと進みました。ステップ2へ進んだ実習者は、寄席文字等の中村泰士様のところで実習をしていた米澤摩子様。木版画摺の小川信人様のところで実習をしていたマーギーキ様でございます。また、額縁の吉田一司様のところで実習をしていた加納伊奈子様、彫金の田村尚子様のところで実習をしていた長井友里様はステップ1で終了となりました。

次に、ステップ2の補助内容でございますが、継承者への研修手当として月額5,000円、保持者への材料費補助として月額1万2,000円、継承者への家賃補助として月額3万円、研修手当の交付期間終了後に区内に引き続き居住する者には、最長2年間の家賃補助月額3万円を支給いたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

この加納さんと長井さんは御本人側に事情があったのですか。それとも保持者の方から、「もうちょっと厳しいよ」ということなのですか。

生涯学習課長 二人ともステップ1の修業をしていく中で、今後を見据えて保持者と話し合いをした結果、今回ステップ1で終わることになったと聞いてございます。

教育長 残念ですけど、残る二人の方には頑張っていたきたいですね。

委員の皆様、何か御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 それでは、本日の審議事項及び報告事項は以上となります。

その他として2点ございます。1点目は、教育長職務代理者の指名についてです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項におきまして、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときはあらかじめその指名する委員がその職務を行うことと規定されてございます。坂田委員の教育長職務代理者としての任期が本年4月1日までとなっております。4月2日からは教育長職務代理者として小林委員をお願いしたいと存じます。任期は1年で令和7年4月1日までとなります。小林委員、どうぞよろしくお願いいたします。

小林委員 よろしく申し上げます。

教育長 2点目は議席の指定についてです。荒川区教育委員会会議規則第5条におきまして、委員の議席は教育長が定めることと規定されてございます。新しい議席表を今、御手元にお配りいたします。御確認を頂ければと思っております。次回から対面の会議の場合の議席として決定させていただきます。

最後にその他の報告事項として教育委員会の日程について、山形教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長 119ページを御覧いただければと思います。令和6年度につきましては、4月12日の金曜日から定例会を開催させていただければと思います。120ページを御覧いただければと思います。その他の予定のところ、定例会の前に4月8日月曜日に小学校の入学式、また9日に中学校の入学式がありますので、よろしくお願いいたします。また、その下の4月12日、定例会終了後に退職校長の感謝状贈呈式を引き続いて行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。御報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 以上をもちまして、教育委員会令和6年第6回定例会を閉会とさせていただきます。

了